

通行禁止（制限）を申請されるみなさまへ

村道、認定外道路での工事等により、全面通行止め・片側交互通行・幅員減少など、道路の通行に一時的に支障が出る場合には、通行禁止（制限）申請が必要となります。

1. 申請のながれ

- ・通行禁止（制限）申請書の提出
 - ・通行禁止（制限）について（通知）【申請者宛】
 - ・通行禁止（制限）について（通知）【警察署長宛】
- } の提出



下記の書類に村長印を押印のうえお返しいたします。

- ・通行禁止（制限）について（通知）【警察署長宛】 → 警察署へ提出
※当該申請とは別に、大町警察署へ道路使用許可申請が必要です。
- ・通行禁止（制限）について（通知）【申請者宛】 → 申請者で保管

2. 添付書類欄について

- ・添付した書類は□該当欄にレ印又は■を入れてください。

3. 提出部数 各1部

4. 提出方法 役場建設課へ直接持参をお願いいたします。

- * 通行制限にあたり、事前に近隣の住民への説明は十分に行ってください。
- * 添付書類はそれぞれ一部ずつ添付して下さい。
- * 役場にも申請書は用意してありますのでご利用下さい。
- * 不明点等はお気軽に白馬村役場建設課にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 白馬村役場 建設課
電話 0261-85-0724（課直通）
メール kensetsu@vill.hakuba.lg.jp